

ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付要綱

平成23年3月7日

告示第14号

(目的)

第1条 この告示は、ときがわ町建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断結果により、耐震改修工事を実施した者に対し予算の範囲内において補助金を交付することにより、ときがわ町内（以下「町内」という。）の安全な住宅整備の促進を図るとともに、防災意識の向上と町内の産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「耐震改修工事」とは、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満の建築物を耐震評点が1.0以上となるようにする補強工事をいう。

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会作成の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断又は精密診断（時刻歴応答計算による方法を除く。）により、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者が木造住宅の耐震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 耐震評点 耐震診断に基づき評価された点数をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

(1) 町内に所在する地上2階建以下の在来軸組工法による木造建築物

(2) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物

(3) 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診断された建築物

(4) 一戸建の専用住宅又は併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されるものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物については、補助対象建築物から除外するものとする。

(1) この告示に基づく補助金の交付を一度受けた建築物

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと町長が判断した者が所有又は居住若しくは使用する建築物

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象建築物の所有者又はその2親等以内の親族で、当該補助対象建築物に自ら居住している者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、補助対象建築物のすべての所有者及び補助金の交付を受ける者に町税の滞納がない場合に限る。

(耐震改修工事)

第5条 補助対象となる耐震改修工事は、次に掲げるものとし、その総額（消費税及び地方消費税を除く）が30万円以上となるものとする。

(1) 上部補強工事

(2) 基礎補強工事

(3) 耐震改修工事に際して必要となる既存仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する工事

(4) 耐震改修設計及び工事監理

2 前項に規定する耐震改修工事は、町内に事務所等を有する法人又は住所を有する個人事業主が施工するものとする。

(補助金交付額等)

第6条 耐震改修工事に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 耐震改修工事に要した費用の2分の1に相当する額（千円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、20万円を限度とする。

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事施行前にときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類(写し可)を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 案内図

- (2) 現場写真
- (3) 該当家屋の所有証明書又はこれに類する書類
- (4) 建築確認通知書の写し又はこれに類する書類
- (5) 補助対象建築物の所有者及び申請者の町税の納付状況について町長が調査することにこれらの者が同意する旨の書面（別紙1）
- (6) 耐震改修承諾書（申請書以外に住宅の所有者がいる場合又は所有者以外の者が申請する場合）（別紙2）
- (7) 診断資格者であることを証する書面
- (8) 平面図
- (9) 耐震診断結果報告書
- (10) 見積書の写し又はこれに類する書類
- (11) 見積明細書
- (12) 設計図書（補強内容及び補強位置が確認できるもの）
- (13) 耐震改修工事後の耐震診断結果（見込み）報告書
- (14) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請に係る建築物がときがわ町既存建築物耐震診断補助金交付要綱（平成23年ときがわ町告示第13号）の規定による補助金の交付を受けている場合においては、当該補助金の交付確定通知書の写しを添付することにより、前項第1号から第9号までの書類の添付を省略することができる。

（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 申請者は、交付決定を受けた耐震改修工事の内容を変更しようとするときは、ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金変更承認申請書（様式第3号）に、その内容を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金申請取下届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第8条の交付決定又は第9条の変更承認を受けているときは、当該決定又は承認がなかったものとし、それまでに要した費用は申請者の負担とするものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定又は変更承認で受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、耐震改修工事が完了したときは、速やかにときがわ町既存建築物耐震改修工事实績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 領収証
- (2) 現場写真(施工前、施工中及び施工後の状況がわかるもの)
- (3) 完成図書(補強内容及び補強位置が確認できるもの)
- (4) 耐震改修工事後の耐震診断結果報告書
- (5) 工事完了証明書・業務完了証明書(別紙3)

(補助金の確定)

第12条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額を確定したときは、ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助決定者は、前条の規定により通知を受けたときは、ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消し、ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付取消通知書兼補助金返還請求書(様式第9号)により、遅滞なく補助金の全部又は一部の返還を命じ、補助金の交付を受けた者は、速やかに補助金を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(確認調査)

第15条 町長は、必要と認めるときは、耐震改修工事の内容等について調査し、補助対象者等から必要な報告を受けることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長がその都度定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付申請書

年 月 日

ときがわ町長 様

住所

申請者 氏名 ㊟

電話

ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

| | | | | | |
|-----------|---------------------------------|---|--------------------------------------|-------|-------|
| 対象建築物 | 所在地 | ときがわ町大字 | | | |
| | 規模・用途 | 階 層 | 地上 階建て | 住宅の用途 | 専用・併用 |
| | | 当初の床面積 | m ² | | |
| | | 増築部分の床面積 | m ² | | |
| | 建築年次 | (居住部分の床面積) 現在の床面積 | (m ² m ²) | | |
| | | 建築確認 | 年 月 日 / 第 号 | | |
| 耐震改修工事の内容 | <input type="checkbox"/> 建築士事務所 | 建築士事務所名 (一級・二級・木造) 建築士事務所 () 登録第 号 所在地 電 話 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 建設業者 | 氏 名 (商号又は名称及び代表者) 建設業許可番号 () 大臣・() 知事 第 号 所在地 電 話 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 建築士 | 氏 名 資格 (一級・二級・木造) 建築士 () 登録第 号 | | | |
| | 耐震改修工事に要する費用 | 円 | | | |
| | 耐震改修工事实施予定期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | |

【添付書類は、裏面に記載】

【添付書類】

- (1) 案内図
- (2) 現場写真
- (3) 家屋所有証明書又はこれに類する書類
- (4) 建築確認通知書又はこれに類する書類
- (5) 補助対象建築物の所有者及び申請者の町税の納付状況について町長が調査することにこれらの者が同意する旨の書面(別紙1)
- (6) 耐震改修承諾書(別紙2)
- (7) 診断資格者であることを証する書面
- (8) 平面図
- (9) 耐震診断結果報告書
- (10) 見積書又はこれに類する書類
- (11) 見積明細書
- (12) 設計図書(補強内容、補強位置が確認できるもの)
- (13) 耐震改修工事後の耐震診断結果(見込み)報告書
- (14) その他、町長が必要と認める書類

※添付書類については写し可

別紙 1

年 月 日

ときがわ町長 様

同 意 書

私（私たち）は、ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付要綱第4条の規定に基づき、町税の納付及び居住状況について確認することを同意します。

申請者（自署、押印してください）

住 所

(フリガナ)

氏 名

印

建築物所有者

① 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

② 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

③ 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

※ 共有名義人が4人以上いるときは、4人目以降の方は住所、氏名は別紙に記入し、添付してください。

別紙 2

年 月 日

ときがわ町長

様

耐震改修承諾書

建築物所有者である私（私たち）は、耐震改修を実施することに合意したところであり、（2）の申請者が補助金の申請を行うことについて承諾します。

（1） 建築物所有者（共有名義人を含む）

（自署、押印してください）

① 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

② 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

③ 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

※ 共有名義人が4人以上いるときは、4人目以降の方は住所、氏名は別紙に記入し、添付してください。

（2） 申請者（自署、押印してください）

住 所

(フリガナ)

氏 名

印

様式第2号(第8条関係)

ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付(不交付)決定通知書

第 号
年 月 日

様

ときがわ町長



年 月 日付で申請のあったときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付申請について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

| | |
|----------|--|
| 所在地 | ときがわ町大字 |
| 決定区分 | 交付決定 ・ 不交付決定 |
| 交付決定額 | 円 |
| 交付条件 | 1 補助金の交付申請の内容に変更が生じるときは、速やかに申請すること。 2 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。 3 申請内容に関し、虚偽等があったときは、補助金交付の決定を取り消すことがある。 |
| 不交付決定の理由 | |

(教示は、裏面に記載)

教 示

1 異議申立てについて

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、ときがわ町長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、ときがわ町を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟においてときがわ町を代表する者は、ときがわ町長です。

ただし、この処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第9条関係）

ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金変更承認申請書

年 月 日

ときがわ町長 様

住所

申請者 氏名 ⑩

電話

年 月 日付け 第 号でときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金の交付決定通知を受けた耐震改修工事の事業内容を変更したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

| 耐震改修工事に要する費用 | 変更前 | 変更後 |
|--------------|-----|-----|
| | 円 | 円 |
| 変更内容 | | |
| 変更理由 | | |

※ 変更内容を確認できる書類を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

ときがわ町長



年 月 日付けで申請のあったときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金変更承認申請について、審査の結果を下記のとおり通知します。

| 審 査 結 果 | 承 認 | 不 承 認 |
|-----------|--|-------|
| 所 在 地 | ときがわ町大字 | |
| 変更後の交付決定額 | 円 $\left(\begin{array}{c} \text{増} \\ \text{減} \end{array} \right)$ 円 | |
| 備 考 | | |

（教示は、裏面に記載）

教 示

1 異議申立てについて

この処分不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、ときがわ町長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、ときがわ町を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟においてときがわ町を代表する者は、ときがわ町長です。

ただし、この処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号 (第 10 条関係)

ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金申請取下届

年 月 日

ときがわ町長 様

住所

届出者 (建築物所有者) 氏名 ⑩

電話

年 月 日付けで申請しましたときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付申請を、下記事情により取り下げますので届出します。

| | |
|--------|---------|
| 所在地 | ときがわ町大字 |
| 取下げの理由 | |

様式第6号（第11条関係）

ときがわ町既存建築物耐震改修工事実績報告書

年 月 日

ときがわ町長 様

住所

申請者 氏名 ⑩

電話

年 月 日付け 第 号でときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金の交付決定通知(変更承認通知)を受けた耐震改修工事が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

| | | |
|-----------|--------------|----------|
| 耐震改修工事の内容 | 所在地 | ときがわ町大字 |
| | 耐震改修工事完了日 | 年 月 日() |
| | 耐震改修工事に要した費用 | 円 |
| | 交付決定額 | 円 |

【添付書類】

- (1) 領収証
 - (2) 現場写真(施工前、施工中及び施工後の状況がわかるもの)
 - (3) 完成図書(補強内容及び補強位置が確認できるもの)
 - (4) 耐震改修工事後の耐震診断結果報告書
 - (5) 工事完了証明書(別紙3)
- ※ 添付書類については写し可

別紙 3

| | | |
|--|--------------------|--|
| <p>工事完了証明書</p> <p>上記耐震改修工事について、別添完成図書のとおり工事が完了したことを証します。</p> | | |
| <p>工事 施 工 業 者</p> | <p>建 設 業 者</p> | <p>氏名（商号又は名称及び代表者）㊟</p> <p>建設業許可番号（）㊟</p> <p>大臣・（）知事 第号</p> <p>所 在 地</p> <p>電 話</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>業務完了証明書</p> <p>上記耐震改修工事を実施した結果、耐震改修後の耐震評点及び、概要は下欄のとおりです。</p> | | |
| <p>耐 震 評 点</p> | | <p>評点 1.0 未満の場合その理由及び特記事項</p> <p>※ 別紙記載でも可</p> |
| <p>診 断 資 格 者</p> | <p><input type="checkbox"/> 建築士 事務所</p> | <p>建築士事務所名㊟</p> <p>（一級・二級・木造）建築士事務所（）登録第号</p> <p>所 在 地</p> <p>電 話</p> |
| | <p><input type="checkbox"/> 建 設 業 者</p> | <p>氏名（商号又は名称及び代表者）㊟</p> <p>建設業許可番号（）㊟</p> <p>大臣・（）知事 第号</p> <p>所 在 地</p> <p>電 話</p> |
| | <p><input type="checkbox"/> 建築士</p> | <p>氏名㊟</p> <p>資格（一級・二級・木造）</p> <p>建築士（）登録第号</p> |

様式第7号(第12条関係)

ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

ときがわ町長



年 月 日付け提出されたときがわ町既存建築物耐震改修工事実績報告書について、審査の結果、下記のとおり補助金の交付額を確定したので通知します。

| | |
|-------|---------|
| 所在地 | ときがわ町大字 |
| 交付確定額 | 円 |
| 備考 | |

様式第 8 号 (第 13 条関係)

ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付請求書

年 月 日

ときがわ町長 様

住所

申請者 氏名 ⑩

電話

ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付要綱第 13 条の規定により、以下のとおり補助金の交付を請求します。

なお、補助金については、下記口座に振り込み願います。

| 請 求 額 | | 円 |
|-----------|-------|----------------------|
| 耐震改修工事の内容 | 所在地 | ときがわ町大字 |
| | 交付確定 | 年 月 日 |
| | | 第 号 |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行 信組 信金 農協 |
| | 本・支店名 | 本店 ・ 支店 本所 ・ 支所 |
| | 預金種類 | 当座 ・ 普通 |
| | 口座番号 | |
| | フリガナ | |
| | 口座名義人 | |

様式第9号（第14条関係）

ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付取消通知書兼補助金返還請求書

第 号
年 月 日

様

ときがわ町長



年 月 日付け 第 号により交付が確定した補助金は、
下記の理由により交付決定を取消したので通知します。

については、下記期限までに補助金を返還してください。

| | |
|--------|---------|
| 所在地 | ときがわ町大字 |
| 返還請求額 | 円 |
| 取消しの理由 | |
| 返還期限 | 年 月 日まで |
| 返還方法 | |

（教示は、裏面に記載）

教 示

1 異議申立てについて

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、ときがわ町長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、ときがわ町を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟においてときがわ町を代表する者は、ときがわ町長です。

ただし、この処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。